

感推第643号の2
令和5年11月24日

一般社団法人岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

年末年始における新型コロナウイルス感染症の外来診療体制の確保について

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
させていただきます。

さて、今後年末年始に向け、季節性インフルエンザとの同時流行により感染が拡大する恐れがあり、とりわけ年末年始は、診療日や診療時間が通常とは異なる医療機関も多いため、医療提供体制への影響が懸念されます。

このため、県では、別添（写）のとおり、各医療機関に対し、年末年始における外来診療体制の確保について協力を依頼するとともに、年末年始の開設状況についてアンケートを実施することといたしました。また、あわせて、現在外来対応医療機関の指定を受けていない医療機関に対し、新規指定申請のご検討について依頼しました。

貴会におかれましては、内容についてご了知いただくとともに、貴会会員の医療機関にご周知いただきますようお願いいたします。

また、これまででもご対応いただいているところではございますが、現在外来対応医療機関の指定を受けていない医療機関に対し、外来対応医療機関の新規指定申請について一層の働きかけをいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、各保健所及び一般社団法人岐阜県病院協会に対し、別添（写）のとおり通知しておりますことを申し添えます。

感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係			
担当係長	今 西	担 当	松 野
電話番号	058-272-1111（内線 3348）		





感推第643号
令和5年11月24日

各医療機関の長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

年末年始における新型コロナウイルス感染症の外来診療体制の確保について

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今後年末年始に向け、季節性インフルエンザとの同時流行により感染が拡大する恐れがあり、とりわけ年末年始は、診療日や診療時間が通常とは異なる医療機関も多いため、医療提供体制への影響が懸念されます。

このため、外来対応医療機関におかれましては、年末年始においても、発熱等の患者が適切に診療を受けられるよう外来診療体制の確保にご協力をお願いいたします。

なお、年末年始（12月29日（金）から1月3日（水）まで）に診療を実施していただける外来対応医療機関（県ホームページ上に医療機関名等を公表していただける医療機関に限る）に対し、下記のとおり、抗原定性検査キットを配布させていただきますので、診療にご活用ください。（別途、県から各外来対応医療機関に対し、メールにて、年末年始の開設状況についてアンケートを実施させていただきます。）

また、現在外来対応医療機関の指定を受けていない医療機関におかれましても、外来対応医療機関の新規指定申請については是非ご検討をいただき、年末年始における外来診療体制の確保にご協力をお願いいたします。

なお、外来対応医療機関に対する各種支援措置及び診療報酬上の特例等について、下記のとおり整理させていただきます。新規指定申請のご検討にあたり、参考にしてください。

記

1 年末年始に診療を実施する外来対応医療機関への抗原定性検査キットの配布

(1) 配布時期

別途県からメールするアンケートフォームにより、12月29日（金）～1月3日（水）における開設状況を確認のうえ、12月下旬から順次配布する予定です。

(2) 配布する抗原定性検査キット

商品名：クリニテスト COVID-19 抗原迅速テスト

製造販売元：シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社

(3) 配布個数

12月29日（金）～1月3日（水）に開設する日数に応じて以下の個数を配布します。配布数量が多数の場合、配布数量を調整する場合がありますので予めご了承ください。

12/29、30に開設する場合 病院・診療所ともに 50回分/日

12/31、1/1、2、3に開設する場合 病院・診療所ともに 100回分/日

（例）上記期間中すべての日に開設していただける場合

$$(50個/日 \times 2日) + (100個/日 \times 4日) = 500個$$

(4) 留意事項

- ・今回の配布は、年末年始の外来診療体制確保を目的として臨時に行うものです。継続して行うものではありませんので、検査キットの確保は引き続き従来どおり各外来対応医療機関においてご対応ください。
- ・各外来対応医療機関において、今回配布する検査キットを用いて、医師が必要と判断し、検査を実施した場合は、検査実施料及び検体検査判断料は保険診療で算定して差し支えない旨の事務連絡（別紙参照）が厚生労働省から示されております。
- ・今回配布する検査キットの使用期限は、令和6年2月29日ですのでご留意ください。

2 外来対応医療機関に対する各種支援措置及び診療報酬上の特例

(1) 各種支援措置

①設備整備への支援

(ア) 外来対応医療機関確保事業費補助金

外来対応医療機関の新設に必要な設備整備経費を支援しています。

補助対象設備の種類	上限額
初度設備等*	1施設当たり 500,000円

※令和5年10月1日以降に生じた経費で、具体的な対象経費の例は次のとおり

- ・患者案内のための看板の設置料
- ・ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- ・換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- ・医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- ・非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

(イ) 外来対応医療機関設備整備費補助金

外来対応医療機関に指定されている医療機関が、新型コロナウイルス患者を診療するために必要な設備整備経費を支援しています。※令和5年10月1日以降に生じた経費に限ります。

(a) 令和2年度以降、令和5年9月30日までに本補助金による補助を受けた医療機関

補助対象設備の種類	上限額
個人防護具*	医療従事者1人当たり 3,600円

(b) 令和2年度以降、令和5年9月30日までに本補助金による補助を受けていない医療機関

補助対象設備の種類	上限額
HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円
HEPA フィルター付パーテーション	1台当たり 205,000円
個人防護具*	医療従事者1人当たり 3,600円
簡易ベッド	1台当たり 51,400円
簡易診療室及び付帯する備品	実費相当額

(※) (a) (b)とも、個人防護具の補助対象期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で定める対象期間内に使用されたものに限る。

補助金の申請に必要な書類等については、県のホームページ
(新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関への設備整備支援について)をご確認ください。



②個人防護具の緊急配布支援

- ・緊急で個人防護具（サージカルマスク、N95等マスク、医療用ガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）が必要となった外来対応医療機関に対し、緊急時の対応として、配布支援を行います。
- ・配布支援が必要となった場合は、下記連絡先までご相談ください。なお、経済的な理由により購入できない場合や発注漏れなど、緊急性のない要請は対象外となりますのでご注意ください。

(G-MISによる緊急配布要請は令和5年9月29日を以て要請受付を停止しています)

<連絡先> 岐阜県感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係
TEL: 058-272-1111 (内線 3348)

③院内感染対策への支援

- ・5類移行後、院内感染対策は、学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ、安全性だけでなく、効率性も考慮した対応へと見直されました。感染対策の具体的な内容は、県のホームページに掲載されている国の啓発資料「新型コロナウイルス感染症への対応について（医療機関向けのリーフレット）」をご確認ください。
- ・感染症対策の専門家による院内感染対策指導研修動画をYouTubeで視聴できます。国の啓発資料とあわせてご活用ください。

【YouTube : URL】 <https://youtu.be/SBN2t5hQgPo>

- ・県のホームページに、院内感染対策に係る医療機関からの質問受付窓口を設置しています。ご質問をいただいた医療機関には、県から個別に回答をさせていただきますのでご活用ください。

院内感染対策に関する国の啓発資料や質問受付窓口については、県のホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する院内感染対策について）をご確認ください。



④年末年始に診療を実施する外来対応医療機関への抗原定性検査キットの配布【再掲】

→上記1 (1)～(4) のとおり

(2) 診療報酬上の特例（疑い患者の診療に係る特例）

- ①外来対応医療機関（県のホームページで公表しているものに限る）が必要な感染予防策を講じたうえで外来診療を実施した場合で、受入患者を限定しない（かかりつけ患者等に限定せず広く受け入れる）場合

⇒147点を算定

- ②①を満たさない場合で、外来対応医療機関が必要な感染予防策を講じたうえで外来診療を実施した場合

⇒50点を算定

(3) 新規の指定申請

発熱等の患者の診療に対応できる医療機関を「外来対応医療機関」として、県で指定し、県のホームページで公表しています。「外来対応医療機関」の新規指定申請について、ご検討をお願いいたします。

外来対応医療機関の新規指定申請に必要な書類等については、県のホームページ（新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合の外来診療について）をご確認ください。



感染症対策推進課	医療・検査体制対策室	検査対策係
担当係長	今西	担当 松野
電話番号	058-272-1111 (内線 3348)	



くらし・防災
環境

子ども・女性
医療・福祉

産業・農林水産
労働・観光

社会福祉
まちづくり

教育・文化
スポーツ・青少年

県政情報

[トップページ](#) > 年末年始の外来対応医療機関開設状況アンケート

年末年始の外来対応医療機関開設状況アンケート

日頃より、外来対応医療機関に関する診療・検査にご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。

さて、表記の件について年末年始（12月29日～1月3日）の各外来対応医療機関の開設状況を確認するために令和5年12月5日（火）までに下記の項目についてご回答いただきたく思います。

開設する場合は○を、開設しない場合は×を入力してください。○の場合は最下段に現時点での対応時間の入力をお願いいたします。

※アンケートフォームは、ブラウザのクッキー(Cookie)を利用しています。(Cookie対応のブラウザでないとは動作しません) お問い合わせフォームを開いてから60分を超えた場合、内容の送信ができなくなりますので、もし送信までに時間がかかる際には、事前にメモ帳やワードなどで文章を作成してから問合せフォームに貼り付けてください。

医療機関名（必須）

住所（必須）

市町村名から入力してください。（例：岐阜市葭田南2-1-1）

電話番号（必須）

半角、ハイフンありで入力してください。（例058-272-1111）

12月29日（金）開設※検査キット配布対象日（必須）

○の場合は最下段に対応時間を記入してください。

- AMO
 PMO
 ×

12月30日（土）開設※検査キット配布対象日（必須）

○の場合は最下段に対応時間を記入してください。

- AMO
 PMO
 ×

12月31日（日）開設※検査キット配布対象日（必須）

○の場合は最下段に対応時間を記入してください。

- AMO
 PMO
 ×

1月1日（月）開設※検査キット配布対象日（必須）

○の場合は最下段に対応時間を記入してください。

- AMO
 PMO
 ×

1月2日（火）開設※検査キット配布対象日（必須）

○の場合は最下段に対応時間を記入してください。

- AMO
- PMO
- x

1月3日（水）開設※検査キット配布対象日（必須）

○の場合は最下段に対応時間を記入してください。

- AMO
- PMO
- x

対応時間入力（必須）

対応時間を記入してください。（例：12月29～1月2日 9：00～12：00 16：00～18：00 1月3日 休診）

県ホームページでの医療機関名等公表（必須）

○公表する ○公表しない（検査キットの配布は、ホームページに医療機関名等を公表する医療機関に限ります。）

確認する

県庁舎と施設のご案内

県の組織・電話番号一覧

[リンク・著作権・免責事項](#) [利用ガイド](#) [個人情報保護の考え方](#) [ウェブアクセシビリティ方針](#) [サイトマップ](#)



岐阜県庁
GIFU Prefectural Office

〒500-8570 岐阜市葦田南2丁目1番1号
電話番号 058-272-1111（代表）
（法人番号4000020210005）

開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日、
休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

※一部、開庁時間の異なる機関、施設があります。



感推第643号の3
令和5年11月24日

一般社団法人岐阜県病院協会長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

年末年始における新型コロナウイルス感染症の外来診療体制の確保について

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
させていただきます。

さて、今後年末年始に向け、季節性インフルエンザとの同時流行により感染が拡大する恐れがあり、とりわけ年末年始は、診療日や診療時間が通常とは異なる医療機関も多いため、医療提供体制への影響が懸念されます。

このため、県では、別添（写）のとおり、各医療機関に対し、年末年始における外来診療体制の確保について協力を依頼するとともに、年末年始の開設状況についてアンケートを実施することといたしました。また、あわせて、現在外来対応医療機関の指定を受けていない医療機関に対し、新規指定申請のご検討について依頼しました。

貴会におかれましては、内容についてご了知いただくとともに、貴会会員の医療機関にご周知いただき、年末年始における外来診療体制の確保にご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、各保健所及び一般社団法人岐阜県医師会に対し、別添（写）のとおり通知しておりますことを申し添えます。

感染症対策推進課	医療・検査体制対策室	検査対策係	
担当係長	今 西	担 当	松 野
電話番号	058-272-1111 (内線 3348)		



感推第643号の4
令和5年11月24日

岐阜市保健所長 }
各保健所長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

年末年始における新型コロナウイルス感染症の外来診療体制の確保について

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今後年末年始に向け、季節性インフルエンザとの同時流行により感染が拡大する恐れがあり、とりわけ年末年始は、診療日や診療時間が通常とは異なる医療機関も多いため、医療提供体制への影響が懸念されます。

このため、別添（写）のとおり、各医療機関に対し、年末年始における外来診療体制の確保について協力を依頼するとともに、年末年始の開設状況についてアンケートを実施することといたしました。また、あわせて、現在外来対応医療機関の指定を受けていない医療機関に対し、新規指定申請のご検討について依頼しました。

各保健所におかれましては、内容についてご了知いただくとともに、外来対応医療機関以外の管内全医療機関に対し、別添医療機関あて通知文書を送付し、周知をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、一般社団法人岐阜県医師会及び一般社団法人岐阜県病院協会に対し、別添（写）のとおり通知しておりますことを申し添えます。

感染症対策推進課	医療・検査体制対策室	検査対策係	
担当係長	今 西	担 当	松 野
電話番号	058-272-1111 (内線 3348)		